

# ヴェトナム河東省常信府上福縣平陵總向陽社 黎舎村・皮舎村・向舎村の神跡について

## —ヴェトナム民間信仰の一考察—

高 津 茂\*

### はじめに

筆者は、かつて『大南一統志』祠廟誌の分析により、阮朝初期から中期にかけてヴェトナム全省において社稷壇、先農壇、山川壇、文廟、會同廟、城隍廟の三壇三廟が、国家の祭祀政策の一環として創設されたことを実証した<sup>(1)</sup>。また、阮朝期の地誌類中の祠廟誌より明らかにされる北部ヴェトナムを中心とした水神とその祭祀についてまとめた<sup>(2)</sup>。さらに、蛇神信仰を伴うとされるリン・ラン（靈郎 Linh Lang）に関する神跡<sup>(3)</sup>とその88例の分布について考察した<sup>(4)</sup>。

片倉穰氏は、「村落では龍、英雄神、山神等を福神（守護神）として祭る亭というのがあり、村落生活の中心となっている。民族の英雄にたいする信仰は、龍信仰とともに、ベトナムの人の信仰生活の大きな特徴であり、それは外圧に抵抗してきた歴史に起因するものであった。」<sup>(5)</sup>と記し、ヴェトナム村落共同体の団結性と自立的な性格が信仰共同体に根ざしていることを指摘している。また「村落は家族、宗族や同姓集団などの血縁的性格と、甲（農業等の互助組織）、亭、公田などによる地縁的性格を併有しているが、とくに村落信仰の中心である亭と経済的基盤たる公田（村落共有地）のもつ意義はきわめて大きい。」<sup>(6)</sup>とも記している。

この観点に立つなら、多くのヴェトナム村落の城隍<sup>(7)</sup>を祀る中核的な祭祀・集会施設である亭（Dinh）<sup>(8)</sup>に保存されている個々の神の事績

を記した神跡を調べることで、当該村落の信仰に刻まれた歴史への思いとその特色を明らかにし得ると思う。また、個別の神跡研究の蓄積によりヴェトナム前近代における地域的な信仰の特色と、その信仰を利用した祭祀政策の一端を明らかにできると考える。すでにこのヴェトナム全村落における神跡等は「風俗研究会（Hoi khao cuu phong tuc）」により、幸いなことに、「すべての村で祀られている各儀礼や俗礼を含めてヴェトナム各村落で祀られている各神位についての全23,000ページ以上の手書き文書を読んで、整理した事跡を50年以上に亘り調査し、9,000件の所在地別の神跡・神教として書目に整理されている」<sup>(9)</sup>。余すところは、個別の研究・分析である。

本稿が考察の対象とする「河東省常信府上福縣平陵總向陽社黎舎村・皮舎村・向舎村神跡」は、Nguyen Duy Hinh; TIN NGUONG THANH HOANG VIET NAM, Trung Tam Khoa Hoc Xa Hoi va Nhan Van Quoc Gia, Vien Nghien Cuu Ton Giao, Nha Xuat Ban Khoa Hoc Xa Hoi, Ha Noi, 1996（グエン・ズイ・ヒン『ヴェトナム城隍信仰』国家社会・人文科学センター、宗教研究院、社会科学出版社、ハノイ、1966）Phan Chu Han（漢文篇）、pp.19-35に収録された神跡によっている。このハドン省の神跡はAE a2 : 88の整理番号を持ち<sup>(10)</sup>、漢文で記され全17葉。祭神名は「棟柄大王」（Dong Binh dai vuong）で、洪福元年（1572）孟春月吉日に翰林院東閣大學士の阮炳（Nguyen Binh）が撰を

奉じ、永祐五年(1739)孟秋月穀日に管監百神知殿雄領少卿の阮賢(Nguyen Hien)が前の王朝の正本によって抄録を奉ったものである。

[なお、本来ヴェトナム語は声調言語であり、ローマ字でのクォック・グウ表記に当たっては声調記号を付すべきであるが、活字等の関係からアルファベット表記のみに留めた。また、本文にてヴェトナム人名・地名や文献名などでヴェトナム語を使用した場合には、原則として日本語訳を付した。]

### 1. 史料について

河東省常信府上福縣<sup>(11)</sup>平陵總向陽社黎舍村・皮舍村・向舍村における神跡を、Trung Tam Khoa Hoc Xa Hoi va Nhan Van Quoc Gia, Vien Thong Tin Khoa Hoc Xa Hoi; THU MUC THAN TICH THAN SAC, Ha Noi, 1996 (国家社会・人文科学センター, 社会科学通信院『神跡・神敕書目』ハノイ, 1996)により調べると、三つの村を統一する神跡は、上掲書目上は存在しない。また、必ずしもそれぞれの黎舍村, 皮舍村, 向舍村に祀られている神跡も同一ではない。すなわち「常信府(Phu Thuong Tin)平陵總(Tong Binh Lang)」に位置する神跡を見ると、整理番号2801には皮舍村の神跡が記されているが、Bi Xa(thon), lang Tam Xa, tong Binh Lang, phu Thuong Tin, tinh Ha Dong - Ha Dong, 1938, -4tr., 15tr. chu Han: 1 than tich. 1 nhan than: Dao Cong Thang Q4 18/II, 17 (河東省常信府平陵總三舍ラン皮舍(村), 河東, 1938年 - 4頁, 15頁. 漢文: 1神跡, 1人神: 陶公勝, Q4 18/II, 17)とあり<sup>(12)</sup>, 祭神は神としての名前ではなく、生前の名前となっており、ページ数も異なる。

同様に整理番号2805の向舍村の神跡を見る、Huong Xa(thon), lang Huong Duong, tong Binh Lang, huyen Thuong Phuc, phu Thuong Tin, tinh Ha Dong. - Ha Dong. 1938 - 3tr., 17tr., chu Han: 2 dao sac phong. 1 than tich, 1 nhan than: Dong Binh Q4 18/II, 14 (河東省常信府上福縣平陵總向陽ラン向舍(村), - 河東, 1938 - 3頁,

17頁. 漢文: 2本の敕を奉じられる。1神跡, 1人神: 棟柄 Q4 18/II, 14)とあり<sup>(13)</sup>, 編纂年代と抄録を奉じられた年を別にすれば、概要は近いものと思われる。

同様に整理番号2808の黎舍村の神跡を見ると、Le Xa (thon), lang Huong Duong, tong Binh Lang, huyen Thuong Phuc, phu Thuong Tin, tinh Ha Dong, - Ha Dong, 1938, - 5tr., 14tr., chu Han: 1 than tich 2 nhan than : Than Son Nuong, Tay Vuc Cong, Q4 18/II, 13 (河東省常信府上福縣平陵總向陽ラン黎舍(村), - 河東, 1938 - 5頁, 14頁. 漢文: 1神跡, 2人神: 娘山神, 西域公, Q4 18/II, 13)とあり<sup>(14)</sup>, 祭神もページ数も編纂・抄録年代も異なる。

さらに、3つの村名から離れて、向陽ラン(lang Huong Duong)で調べると、整理番号2814と2815の向陽ランの神跡がある<sup>(15)</sup>。すなわち、2814には、Huong Duong (lang), tong Binh Lang, huyen Thuong Phuc, phu Thuong Tin, tinh Ha Dong - Ha Dong, 1938. - 5tr., 14tr., chu Han. 1 than tich. 2 thien than: Than Son Nuong; Tay Vuc Cong Q4 18/II, 13 (河東省常信府上福縣平陵總向陽ラン- 河東, 1938 - 5頁, 14頁. 漢文: 1神跡, 2天神: 娘山神, 西域公, Q4 18/II, 13)とある<sup>(16)</sup>。また2815には、Huong Duong (lang), tong Binh Lang, huyen Thuong Phuc, phu Thuong Tin, tinh Ha Dong - Ha Dong, 1938. - 3tr., 17tr., chu Han : 2 dao sac phong. 1 than tich. 1 nhan than : Dong Binh Q4 18/II, 14 (河東省常信府上福縣平陵總向陽ラン- 河東, 1938 - 3頁, 17頁. 漢文: 2本の敕を奉じられる。1神跡. 1人神: 棟柄 Q4 18/II, 14)とあり<sup>(17)</sup>, 2814の神跡は2808の黎舍村の神跡に近いものと想われ、2815の神跡は2805の向舍村の神跡に近いものと想われる。

更にまた、黎舍村, 皮舍村, 向舍村を三舍村(Tam Xa (lang))として称するようで、2821と2822の整理番号が当てられている。すなわち、2821には、Tam Xa (lang), tong Binh Lang, phu Thuong Tin, tinh Ha Dong - Ha Dong, 1938. - 4tr., 10tr., chu Han; 1 than tich. 1 nhan

than : Uy Q4 18/II, 18 (河東省常信府平陵總三舍(ラン) - 河東, 1938 - 4頁, 10頁. 漢文: 1 神跡. 1 人神: 威 Q4 18/II, 18) とあり<sup>(18)</sup>, 2822には, Tam Xa (lang), tong Binh Lang, phu Thuong Tin, tinh Ha Dong - Ha Dong, 1938. - 4tr., 15 tr., chu Han.: 1 nhan than : Dao Cong Thang Q4 18/II, 17 (河東省常信府平陵總三舍(ラン) - 河東, 1938 - 4頁, 15頁. 漢文: 1 人神: 陶公勝 Q4 18/II, 17) とある<sup>(19)</sup>. 2821の神跡は祭神や漢文のページ数も異なっているので, 類縁性を見出しがたいものの, 2822は整理番号2801の皮舍村の神跡に近いものと想われる。

次に「上福県 (Huyen Thuong Phuc) 平陵總 (Tong Binh Lang)」の項を見ると, 2967の整理番号を持つ向舍村 (Huong Xa (thon)) についての神跡, 2969の整理番号を持つ黎舍村 (Le Xa (thon)) についての神跡。それに2970と2971の整理番号を持つ向陽ラン (Huong Duong (lang)) についての2つの神跡がある。

まず, 2967の神跡は, Huong Xa (thon), lang Huong Duong, tong Binh Lang, huyen Thuong Phuc, phu Thuong Tin, tinh Ha Dong. - Ha Dong, 1938, - 3 tr., 17 tr., chu Han : 2 dao sac phong. 1 nien bieu sac phong than tick. 1 nhan than : Dong Binh Q4 18/II, 14 (河東省常信府上福県平陵總向陽ラン向舍(村) - 河東, 1938 - 3頁, 17頁. 漢文: 2本の敕を奉じられ, 神跡を敕奉した年表1つ。1 人神: 棟柄 Q4 18/II, 14) とある<sup>(20)</sup>。2805と2815の神跡と同じ系譜を引くものと推測される。

次に2969の整理番号を持つ黎舍村についての神跡は, Le Xa (thon), lang Huong Duong, tong Binh Lang, huyen Thuong Phuc, phu Thuong Tin, tinh Ha Dong. - Ha Dong. 1938. - 5 tr., 14tr., chu Han : 1 than tich. 2 thien than: Than Son Nuong, Tay Vuc Cong Q4 18/II, 13 (河東省常信府上福県平陵總向陽ラン黎舍(村). 河東, 1938 - 5頁, 14頁. 漢文: 1 神跡. 2 天神: 娘山神, 西域公 Q4 18/II, 13) とある<sup>(21)</sup>。2808と2814の神跡と同じ系譜を引くものと想われる。

更に向陽ランについて, 2970の神跡は, Huong Duong (lang), tong Binh Lang, huyen Thuong Phuc, phu Thuong Tin, tinh Ha Dong - Ha Dong. 1938. - 5 tr., 14 tr., chu Han.: 1 nien bieu sac phong than tich. 2 thien than : Than Son Nuong.; Tay Vuc Cong Q4 18/II, 13 (河東省常信府上福県平陵總向陽(ラン). 河東, 1938 - 5頁, 14頁. 漢文: 神跡を敕奉した年表1つ。2 天神: 娘山神, 西域公 Q4 18/II, 13) とある<sup>(22)</sup>。2808と2814と2969の神跡と同じ系譜を引くものと想われる。

それに比し, 2971の整理番号を持つ神跡は, Huong Duong (lang), tong Binh Lang, huyen Thuong Phuc, phu Thuong Tin, tinh Ha Dong. - Ha Dong. 1938 - 3 tr., 17 tr., chu Han : 2 dao sac phong, 1 nien bieu sac phong than tich. 1 nhan than : Dong Binh Q4 18/II, 14 (河東省常信府上福県平陵總向陽(ラン) - 河東, 1938 - 3頁, 17頁. 漢文: 2本の敕を奉じられ, 神跡を敕奉した年表1つ。1 人神: 棟柄 Q4 18/II, 14) とある<sup>(23)</sup>。2805と2815, 2967の神跡と同じ系譜を引くものと推測される。

上述しただけで11の村もしくはランで, 次の4種の祭神に類型化できる。もとより, 個々の神跡の内容を逐一比較考証したものではないので推測の中にあるものの, 神跡の奉じられた年号等から, 村落の人口増に伴う分村等が窺えるものと思う。

- ①2801・2822: 「陶公勝」を祀った神跡を持つ。
- ②2805・2815・2967・2971: 「棟柄」を祀った神跡を共有している。
- ③2808・2814・2969・2970: 「娘山神・西域公」を祀った神跡を持つ。
- ④2821: 「威」を祀った神跡を持つ。

後述するが, 陶公勝の死後の神名が棟柄であることから, ①と②は極めて近いものと想われる。幾つかのバリエーションを伴って, 河東省常信府上福県平陵總各村落で祀られたものと推測される。

## 2. 神跡の内容について

正式の神跡名は「河東省常信府上福縣平陵總向陽社 黎舍村 皮舍村 向舍村 神跡」であるが、2葉目の冒頭に「常信府上福縣平陵總向陽社 向舍村 三舍社 皮舍村 神跡」とある。

次いで、神跡の概要が述べられている。まず、文意に沿って段落とし、各段落ごとに原文を「」付で記し、次いで簡易に和訳を含めて書下し、その上で必要に応じて筆者の解説を示した。

「粵裳氏、丁朝功臣。輔國大有勲勞。可加神爵靈應，可封一位大王玉譜古籙。國朝禮部正本，功臣第八部，九人神坎支。」

[書下し] 粵裳氏<sup>(24)</sup>は丁朝<sup>(25)</sup>の輔國<sup>(26)</sup>功臣なり。大いに勲勞あり，神爵靈應を加えるべし。一位大王の玉譜古籙に封じ，國朝禮部の正本の功臣第八部，九<sup>(27)</sup>の人神坎支に加えるべし。

「粵昔南天啓運，聖祖膺圖二千餘年。雄王建國，號之百粵，爲祖焉。迨至東漢吳晉宋齊梁南北分争，丁家迭起，此起君臣大治，萬古猶記于青史，雖秦之火，雖項之灰，天不泯耶，地不泯耶。」

[書下し] 粵は昔南天に運を啓き，聖祖は天子となる符瑞に合致すること二千余年。雄王<sup>(28)</sup>が建国し，百粵と号して祖となる<sup>(29)</sup>。東漢<sup>(30)</sup>吳晉宋齊梁<sup>(31)</sup>南北分争<sup>(32)</sup>に至り，丁家が代わる代わる此に起こり，君臣を起して大いに治める<sup>(33)</sup>。万古なお歴史に記す。秦の火といえども，項の灰といえども，天がつきることがあろうか，地がつきことがあろうか。

以上の前文に次いで本文が始まる。

「却說此時丁先皇即位于花蘆洞人也。辰十二使君興兵作乱，紛紜未定。尊君立主，碌碌無不根耳。前此之辰，世傳愛州之紹天府東山縣宋舍庄，姓陶諱普，公之爲人，質樸嚴慈寬和福厚，只專藥医爲藝。時公年三十四歲，琴瑟未諧，室家未定。公自往行之，布施其藥，以救天下人民之病。」

[書下し] さて，当時花蘆<sup>(34)</sup>洞の人であった丁先皇が（花蘆で）即位す。時に十二使君が兵を興し乱をなす。乱れて（帝業は）定まらず。君を

尊び主と立て，平凡によりどころとせざるはなし。これよりも前の時，世伝に，愛州の紹天府東山縣<sup>(35)</sup>の宋舍庄に，姓は陶，諱は普，公の人と為りは，質樸にして嚴慈，寬和にして福厚，只専ら藥医を藝となす。時に公，齡34歲。琴も瑟も未だとのわず。室家未だ定まらず。公自ら（別の場所に）おもむき（藥の芸を）行ふ。その藥を布施し，以って天下人民の病を救う。

[解説] こうして，藥医に通じるも34歳にして独身の陶氏は愛州の紹天府東山縣の宋舍庄を離れ，天下人民の病を救わんと志を抱き，常信府上福縣へと移ってくる。すなわち

「此間經三四日，忽往昇竜城之常信府上福縣邳陽庄上壩之地。此時本庄壩地方人民，所被天時疹氣多害。公見心中感動，即倚畝居于此庄壩之地。布施其藥，救得本庄壩民，一皆全好共無憂患之災。得享太平之福，時本庄上壩人民，皆以義請公立一家，居畝在本庄壩地。以濟度民。」

[書下し] この間三・四日を經て，たちまち昇竜城の常信府上福縣邳陽庄上壩の地にたずね至る<sup>(36)</sup>。この時，（上福縣邳陽）庄の砂丘地方の人民は，天の下す災い（コレラ）や疹氣（天然痘）<sup>(37)</sup>にかかり多く害を被る。公心中に動揺をおぼえる，即ちこの庄（上福縣邳陽庄）の砂丘の地にたのんでとどまり居り，其の藥を布く施し，本庄の砂丘に暮らす民を救う。ひとえに皆が病氣になる災いを共に心配しなくて良いことを全く好しとす。太平の福をわがものとしてすることができ，時に本庄の上壩地区の人民は，皆義を以って公に一家を立て，本庄の砂丘地域に居留し，以って民を濟度するを請う。

[解説] 昇竜城の常信府上福縣邳陽庄上部砂丘地域にたずね至り，当地で流行していた天の下す災い（コレラ）や疹氣（天然痘）を治療して，邳陽庄だけでなく，この神跡の存する本庄に当る上福縣平陵總向陽社・三舍社の砂丘地域に暮らす人々の信賴を勝ち取った陶公は，当地に住んで一家を立てることを請われるに及び，結婚へと向かう。すなわち，

「時公乃聞之。遂畝居于此，得一年間。公聞本縣王舍庄皮舍壩，有一陳公清生得一女子，名曰

芳娘、年方二十五歳、爲人婉艷顔色丰姿、言容徳行孝悌寛和、只待辰而嫁耳。此間公乃設宴召請清公来宴。此時清公就至公家坐宴。當宴飲之間、公乃言於清公曰、今聞公乃是詩書處世孝悌、持家生得女娘。請結配爲夫婦。時清公聞言、心亦順之、乃許嫁矣。及宴已訖、公乃擇日行其聘礼、

[書下し] 時に公この話を聞き、ついにこの地に居留し一年間を得る。公、上福県王舎庄・皮舎の砂丘地区に、一陳公清ありて生れて一女子を得る。名づけて芳娘という。齡方に二十五歳。その人と為りは婉艷にして、顔色美しい姿、ことばつき・徳行・孝悌・寛和なり。ただ時機を待って嫁するのみを聞く。この間公すなわち宴を設け、召して清公の来宴を請う。この時、清公が(陶)公の家におもむきいたり宴に座す。宴飲の間にあたり、公すなわち清公に言いて曰く、今聞くところによると清公は乃ち詩書(儒者)にして、孝悌に世を処し、家を持ち、生れて女娘を得る。連れ添うをちぎり夫婦と為るを請う。時に清公の言うを聞くに、心またこれに順う。すなわち嫁すを許す。宴のすでにおわるに及び、公すなわち日をえらびその結納の礼物を行なう。

[解説] ここにいたり、陶氏は上福県王舎庄<sup>(38)</sup>・皮舎の砂丘地区の陳公清(Tran Cong Thanh)の娘である陳芳娘(Tran Phuong nuong)という容姿端麗な女性と結婚することとなった。

「迎芳娘回于家所。自此琴瑟縁諧鴛鴦侶合、經已多年、而子息尚晚。公之夫婦見此、以爲嫌恨。時公之夫婦自往尋其地方、有何灵寺、即入行礼。求之一二日間、公乃忽往過于奉天府席飭縣萬寶庄、有一灵寺 即大悲寺。時公之夫婦往過寺前、有一石像人形、其於額上有刻寫棟柄二字。時公之夫婦、即行齋礼、香花薦供寺前、約祝曰、吾之夫婦何辰生得一男子如石像。」

[書下し] 芳娘を迎えて家所にかえる。これより夫婦の仲はつながって調和し、仲睦まじく連れ添いあう、すでに多年を経るも、子息なほおそし。公の夫婦これを見て、以っていとくやむ。時に公の夫婦自ら往きてその地方を尋ねるに、いづくにか靈寺あり、即ち入りて礼を行なわん

とす。これを求めること一・二日間、公すなわちたちまちにして奉天府席飭縣萬寶庄を過ぎ去る、一靈寺 即ち大悲寺<sup>(39)</sup>あり。時に公の夫婦寺前を往きすぎるに、一石像の人形あり、その額の上に棟柄の二字が刻み寫されてある。時に公の夫婦、即齋礼し、香花供え物を寺前に行なう。神に仕える人に願いを約して曰く、吾の夫婦いずれの時に、石像のごとき一男子を生まれ得ん。

[解説] 結婚して夫婦仲は睦まじかったが子宝に恵まれなかった。そこで靈験新たかな寺を探したところ奉天府席飭縣萬寶庄に大悲寺があり、寺の前に額に「棟柄」という二字が刻まれた石像があった。陶氏夫婦はすぐに齋礼し、香花供え物を寺前に供えて神に仕える人に「吾の夫婦いずれの時に、石像のごとき一男子を生まれ得ん。」と願いを約した。

「人甚好約、訖時公之夫婦礼謝寺前、再往行之經三日間。太婆忽見心中轉動感、而有孕。自孕成之後、太婆食之不饑寢之、不安形容瘦削非如前日。及至胎旬滿月、生下一男子。即戊寅年二月初二日卯時生男子、面容魁梧、身容穎異。依如石像之形。其於額上亦有寫棟柄二字、並是青色、爵貌都是異常於人。時公見此、心中大喜甚珠愛之。」

[書下し] 人は甚だ約<sup>(40)</sup>を好む。おわりて時に公の夫婦寺前に礼謝す。再び往きて行なうに三日間を経る。太婆(奥方)はたちまち心中に轉動感を見、而して孕あり。孕なりての後より、太婆食してまつらざるに寝る、不安の形容は瘦削り前日のごとくにあらず。胎あまねく月満ちるに至るに及び、一男子を生み下ろす。即ち戊寅の年二月初二日卯の時刻に男子生まれる、面容は魁梧、身容は穎異たり。依りて石像の形のごとく、その額の上にまた「棟柄」の二字の写しあり。並びにこれ青色にして、くらいあるかたちであり、これ人において常と異なる。時に公これを見て、心中大いに喜び、甚だこれを愛でる。

[解説] 夫人陶芳娘がついに懐妊し戊寅の年(918)二月初二日卯の時刻に男子が生まれた。丁先皇の即位が968年であるから、その直前の戊

寅の年に当たるのは918年ということになる。顔かたちは体が大きく立派であり、身容は才知が非常に優れているようであった。まるで大悲寺の石像のようで、額の上にも青い色で立派な形で「棟柄」の2字が写されており、常ではなかった。陶公はこれを見て、心の中で大いに喜び、愛でた。これが、この神跡の祭神である「棟柄」の出生譚にあたる。

「自此保養年方二歳、乃命名曰勝、公命成名。後日往月来、及至年二十九歳、公只専於武藝、長於射矢。是年不幸椿堂命故、即九月十四日命没。時母子行礼寧墓。居喪三年、家堂香火尽、報劬勞之徳、以致家資散、尽日用無由。公常自嘆哭之云、我父能医千人之命、而不能救一子之貧。古有彦云、良医之子必死于病。而今則困于貧之病耳。」

[書下し] これより保養し、齡方に二歳。すなわち命名して勝という。公名を成すを命ず。後に日往き月来たり、齡二十九歳に至るに及んで、公ただ武藝を専らとし、矢を射るに長じる。この年不幸にして椿堂命故す、即ち九月十四日命没す。時に母子礼を行ない寧に墓る、喪に居ること三年。家堂香火尽き、劬勞の徳に報いる。以って家資散ずるにまかせ、日用尽きて無し。公常に自ら嘆哭して云う、我が父は能く千人の命を医すも、一子の貧を救う能わず。古に彦ありて云うに、良医の子必ずや病に死す、而して今則ち貧の病に困するのみ。

[解説] 2歳になって陶公より「勝(Thang)」と命名され、名を成すよう命じられた。時が過ぎ29歳になったがもっぱら武芸をたしなみ矢を射ることに長けていた。ヴェトナムも古くは数え年なので戊寅の年に28を加えると、この年は946年に当たることになる。同年9月14日に父が死ぬ。母子で葬礼を行い丁寧に葬り、946年までの3年間喪に服して、家産が散逸し日常の用に尽くしてなくなるまで、遺徳をねぎらった。陶公勝は、常々自分で嘆き泣いて、「わが父はたくさんの命をすくうことができたが、一人の子どもを貧乏を救うこともできなかった。古い諺に『良医の子は必ずや病に死す。』と、そして今貧乏と

いう病に困窮しているのみ。」といていた。祭神である「棟柄」は家産を散じ尽くすほど喪に服した孝敬の念に厚い若者であったが父の死後は貧困にあえいだ様である。

「及至是年、丁先皇乃命將軍阮匐將兵、往平十二使君。忽進過于本庄上壩地界、將軍乃立屯夜宿于此。時勝公喪中已滿哀服已除、聞有將軍進兵、平賊過此。勃然奮桑蓬之志凜乎、有氣愾之心。公之募取二庄壩人民數十人、從公爲家臣手足。」

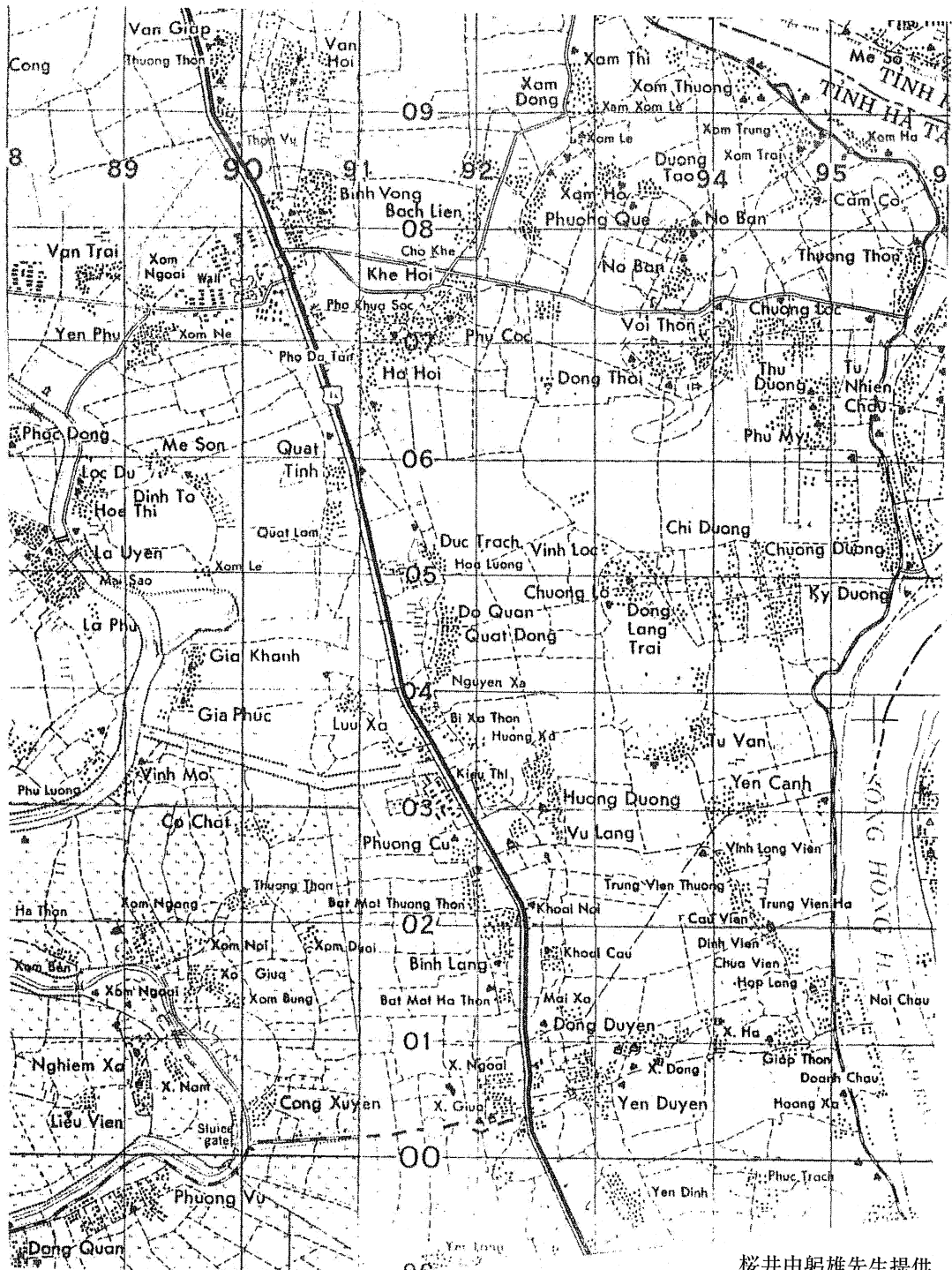
[書下し] この年に至るにおよび、丁先皇すなわち將軍阮匐兵をひきいて往きて十二使君を平らぐを命ず。忽ち進んで本庄の上壩地界を過ぎる。將軍すなわち屯を立ててここに夜宿す。時に勝公喪中すでに満ち、哀服すでに除く。將軍兵を進め、賊を平らげんがためにここを過ぎるあるを聞く。勃然として桑蓬の志を奮うこと凜たり、氣愾の心あり。公すなわち二庄壩の人民數十人を募取し、公に従わしめて家臣手足と爲す。

[解説] この年が何年に当たるかは定かでないが、將軍阮匐は大黄花間の人で、丁先皇の太平二年(971)に文武階品を定めた際に定國公とされた人物である。おそらく、花間が位置する寧平から船運を利用して河路を北上して上福県近くに進軍したものと想われる。喪中すでに満ちとあることから、946年以降のことと思われる。矢を射ることに長じていたので、名を成す好機とし、四方に雄雄しく活躍しようとしたとともに、氣愾の心というからには、貧困に沈んだ境遇へのうらみがあったものとも思われる。

まさに、名を成すための転機を次に記している。

「来謁將軍。將軍見公来謁心、以爲奇。乃問其姓名事故、勝公奏曰、臣是本庄人也。生居田野、可恨無名、今聞將軍来、臣請從之。助國可否如何。願將軍所知矣。時將軍聞言大喜謂曰、天道使然吾逢君矣。必是丁家有祚吾無患矣。」

[書下し] 来りて將軍に謁す。將軍公の来謁する心を見て、以って奇と爲す。すなわちその姓名しさいを問う。勝公奏して曰く、臣これ本庄



桜井由躬雄先生提供

地図 河東省常信府上福縣向陽 (Huong Duong) 社, 皮舍村 (Bi XA Thon) 周辺

の人なり。田野に生居す、名無きを恨むべし。今將軍來たるを聞き、臣これに従うを請う。国を助くの可否や如何。願わくは將軍の知るところ。時に將軍言を聞き大いに喜び謂いて曰く、天道吾を君に逢うをしからしむ。必ずやこれ丁家に祚あり、吾患なし。

[解説] 矢を射ることに長けて、数十人の地元の者を従えていたとはいえ、異郷に進軍している將軍阮匄が姓名と來謁のわけを問い、臣従を請われ、「国を助くの可否や如何」とまで言われ、將軍阮匄が大いに喜び、吾が君に逢えたのは天道のしからしむところで、丁家の幸いであるとまで言うのは、やはり神跡としての性格を現しているように思う。

「言訖此時將軍薦公、回朝入謁帝前。帝見公之面貌、依如昨夜夢中之人也。帝問其事故、試其才藝。公乃施行才藝奏對如流。帝即封公、爲都護封爵訖、二公乃請兵馬船艘、並進分爲二道、水歩並進、直進至十二使君屯所、大戰一陣。十二使君一皆破散。自退平之者矣。」

[書下し] 言いおわるや、この時將軍公をすすめて朝にかえり、入りて帝前に謁す。帝公の面貌を見、なぞらえて昨夜の夢の中の人のごとなり。帝そのしさいを問い、その才芸を試す。公すなわち才芸を施行して奏對するに流れるが如し。帝即公を封じて都護となし、封爵しておわる。二公すなわち兵馬船艘を請い、並びて進み、分ちて二道と爲す。水歩並び進め、直進して十二使君の屯所に至り、大戰すること一陣。十二使君の一つ皆破り散る。自ら退きこれを平らぐ。

[解説] 將軍阮匄は陶勝を自らの臣とするにとどめず、朝廷に戻り丁先皇に拝謁して、陶勝を推薦した。丁先皇は陶勝の面貌が前夜の夢の中に出てきた人のものであったということから仔細を問い、才芸を試した。才芸とはおそらく矢を射ることかと想われる。ただそれだけの試問で陶勝を「都護」にし、爵位まで封じている。二公とは將軍阮匄公と陶公勝のことであろうが、陸路と水路と併進して十二使君の屯所を攻め、破ったとある。陶公勝が一軍を率いたとするなら地

の利に明るい歩兵であったろう。又、地の利に明るい点を鑑みると、上福県向陽社・三舎社に最も近い十二使君の一人は西扶烈 (Tay Phu Liet) に拠った阮超 (Nguyen Xieu) と思われる。

その根拠は、桜井由躬雄氏によれば、西扶烈は旧紅河支流の一つ金牛江 (Kim Nguu Giang) の河岸に東扶烈が位置している<sup>(41)</sup>。西扶烈の地理的名・位置を特定する史料を見ないが、その地名から東扶烈の近傍と想定すれば、金牛江沿いの自然堤防を南下したところに楊三哥 (Duong Tham Kha) の食邑であった上福県の章陽 (Chuong Duong) が位置し<sup>(42)</sup>、その南西に陶勝が生居した向陽社・三舎社が位置することから、陶公勝には地の利があったことが窺える。また、大南一統志興安省祠廟誌には「阮使君祠、在東安縣東結・墨水・鄧洲三社、青池縣文淵・東符・烈潭三社。神姓阮、名超。十二使君之一也。據守西扶烈、與丁戰退陣。一劍一馬、化于沛江分、三日不朽、顔色如生、人以爲神、葬于伊社浮沙處、祠祀之。」とあり、阮超も丁と戦い退陣したことが知れる。ただ、この戦いが將軍阮匄と陶公勝を相手としたものであるのかは定かでない。また、阮使君祠が興安省に祀られている理由も明らかではないが、東安県は紅河を渡って南に下った地であり、文淵社は東扶烈社の北に位置する地にある。落ち延びた先も含めて阮超を祀ったものとも想われる。

「即日云公進兵、返回朝國。忽進過于海陽路下洪府四岐縣示福庄地界、自然忽見天地晦冥、風雨大作黒雲暗昏。自然化没于此地矣。即十二月二十二日化矣。」

[書下し] 即日ここに陶公勝は兵を進め、返して朝國にもどらんとす。すみやかに進め海陽路下洪府四岐縣示福庄の地界を過ぎるに、自然と忽にして天地晦冥にして、風雨大いに黒雲をなし暗昏たるをみる。自然とこの地に化して没す。即ち十二月二十二日に化す。

[解説] 戦場が西扶烈近辺と想定すると、帰朝するには、丁の都は華閩で南しなければならぬにもかかわらず、東して海陽路下洪府四岐縣示福庄の地界を通過した意図が定かではない。



また、突然天地が真っ暗になるということを暴風雨と捉えてよいのか、突然死もしくは何らかの意思の文学的な表現<sup>(43)</sup>と捉えてよいのか判じ難い。要は、大抜擢をされ、將軍阮匐公とともに軍功を立てた陶勝公が勝報を伝えんと帰朝する途上で突然に亡くなったと解すべきと思う。

「此時二庄堰人民聞公化没、即行表奏帝前。帝乃大恤功臣、大有勲勞朝國忠義事君。即命使臣遞將、勅旨就至本庄二堰人民立一廟祠、依如生居宮所、奉祀加斂二庄堰人民公錢一百貫、以爲公錢香火、褒封美字上等福神、萬古血食與國同麻、永爲恒式盛歟。」

〔書下し〕 この時、二庄堰の人民公の化して没するを聞く。即ちまず帝前に表を奏す。帝すなわち大いに功臣をあわれみ、大いに朝國に忠義、君に事えるに勲勞ありとす。即ち使臣遞將に命じ、勅旨してすなわち、本庄二堰人民に一廟祠を立て、そのまま宮所に生居するが如くし、奉祀するに二庄堰の人民に公錢一百貫を分ち加え、以って香火するに公錢となし、褒めて美字上等福神に封じ、萬古血食するに國と同麻とし、永く恒式盛んになさしむ。

〔解説〕 陶公勝がなんで死んだのか、没して何かに遷化したのか、靈応はあるのかなどについてなんら記載がない。ただ勝利の功績を挙げたものの褒美を貰わぬうちに遷化した陶公勝に代わって本庄二堰人民は、丁先皇に文書で功績を明らかにして奏上した。奏上しなければ、功績は將軍阮匐のものとなったものかは定かではないが、利害代表と考えるとこの二庄堰人民とは上福縣平陵總の向陽社と三舎社の砂丘地域の住民と推察される。丁先皇としても同地区の阮超亡き後の平定を含めて二庄堰人民に応えることが得策と判断してか、勲功を称揚し、祠廟を建立し、公錢一百貫を分ち与えて線香代とし、美字を加えて上等福神に封じ<sup>(44)</sup>、さらに末代までいけにえの血を供えて靈を祭ること国の祭祀と同じとし、永く祀式を盛んにすることを勅旨を持って命じている。同地の神跡を最初に記すに際して、土地に伝わる口承伝承や野史等々に基づいていたとするなら、上等福神にしないとならないほど、

二庄堰に代表されるこの地域の自立的性格が強かったということが、「棟柄大王」誕生の背景とも思われる。

「一、封本境城隍棟柄大王都護雄斷尊神。

準許常信府上福縣邳陽庄上堰、與王舎庄、皮舎堰爲戸兜正所、香火奉祀無窮焉。

其生化日、併諱字列開于后。

一、生神日、二月初二日。礼用齋盤等礼、祭之。

一、化神日、十二月十二日。

礼用齋盤等礼、再修猪炊酒置在外、班行礼祭之。

一、春秋丁日祭。礼用三牲炊酒等禮、祭之。

一、諱字。勝一字、詳看跡内避音並禁。

一、廟宮立坐北向、南正在木形。正是發丁財之地也。」

〔書下し〕 一、本境城隍<sup>(45)</sup>棟柄大王都護雄斷尊神に封ず。常信府上福縣邳陽庄上堰と王舎庄、皮舎堰に戸兜正所となすを準許し、香火奉祀窮みなさしむ。その生化日、諱字と併せ後に列し開く。

一、生神日、二月初二日。礼は齋盤等の礼を用い、これを祭る。

一、化神日、十二月十二日。礼は齋盤等礼を用い、再び猪炊酒を在外に置くを修め、分かれて礼を行いこれを祭る。

一、春秋丁日の祭。礼は三牲炊酒等の禮を用い、これを祭る。

一、諱字。勝一字、詳しくは跡内の避音並びに禁を看よ。

一、廟宮は立坐して北に向かい、南して正に木形あり。正にこれ丁財を發するの地なり。

〔解説〕 勅旨により美字上等福神に封じられたので、その神名、香火奉祀すべき村落、神の誕生日とその礼式、神に化した日とその礼式、春秋の丁日祭とその礼式、諱の字は勝の一字。

廟宮内の位置、を列記してあり、礼部における祭祀制度が整った後に記されたことを窺わせる。

これにて、神跡を祀る廟祠と編纂、抄録年と編纂・抄録者を示し、最後にこの神跡を記した

郷老の名前が記されて完成というのが一般的の神跡のスタイルかとも思うが、前文に近い次の文が挿入されている。すなわち、

「昔自南邦肇基，應元會而聖賢篤生。歷朝聖帝膺圖念神庥而表華榮蒙。慶今

皇上光紹鴻圖恩及百神隆加曠典，特命臣修撰事跡，參編目錄訂正分明，頒給庄民。謹遵奉祀。蓋欲神功聖飭與社稷，山河億萬餘年垂之不垂者矣。却說此辰丁先皇開創鴻圖，討平十二使君之乱。辰在昇竜城常信府上福縣邳陽庄上壩有陶公勝，文武全才英雄冠世。皇帝乃封公，爲大將，命公與將軍阮匱往平十二使君。時勝公請立行宮。據從沿江而進。立其宮所以爲屯兵宿地。共十二宮茲生，以爲寓祿之所。後化以爲宮祠，奉祀萬代血食香火無窮焉。其諸宮所庄祠，列開于后。」  
 [書下し] 昔南邦より基を肇め，元に會するに應じて，聖賢篤生す。歷朝の聖帝天子となる符瑞に合致し神おいて表華の榮蒙を念ず。さいわい今，皇上光紹は，鴻圖の恩および百神の隆を曠典に加えんとし，特に臣に事跡を修撰するを命ず，參じて目錄を編み，分明を訂正す。庄民に頒給し，謹み遵んで祀を奉る。蓋し神功・聖徳は社稷とともになさんと欲す。山河億萬餘年これを垂らすや垂らさざるや。さてこのとき丁先皇鴻圖を開創し，討ちて十二使君の乱を平らぐ。ときに昇竜城常信府上福縣邳陽庄上壩に陶公勝あり，文武全才を全うし英雄にすぐれること世に冠たり。皇帝すなわち公を封じて大將と爲し，公と將軍阮匱に往きて十二使君を平らぐを命ず。時に勝公行宮を立てるを請う。従い據りて江に沿って進む。その宮所を立て，以って屯兵の宿地となす。共に十二宮ここに生る，以って寓祿の所となす。化して後，宮を以って祠となし，祀を奉りて萬代血食香火きわみなし。その諸宮所の庄祠，後に列し開く。

[解説] まず皇上光紹とは，光紹(1516-1521)が黎の昭宗の年号であることから黎の昭宗を指す。要はこの前文に近い挿入文の文章は，黎の光紹年間に昭宗の命により加筆されたものであることが記されている。また，文意からも「昔自南邦肇基，……山河億萬餘年垂之不垂者矣。」

までは明らかに奇異でおそらく二通目の神敕からの重用であろう。さらに「特命臣修撰事跡」とあることから，ここで言う臣が，この神跡を記した「翰林院東閣大學士 阮炳(Nguyen Binh)」と知れる。逆に言えばこの後付の前文のような文以前の文章は，清化省東山県という県名として使用が陳朝期と黎朝光順年間以降であるとの註35の考察によると，光順年間以降に阮炳によって修されたものと推察される。

また，あえて神敕の前文を重ねて記述した意図をかながみるに，「蓋欲神功聖飭與社稷，山河億萬餘年垂之不垂者矣。」との考えは，祭政一致とも取れ，ヴェトナム全土の神々が社稷を守っているとの考えを明確に打ち出すことにあったと思われる。その上で，その具体例の一つとして丁先皇が十二使君を平らげたときの陶公勝の活躍とともに，行宮を立て，そこを兵士の宿营地としたとし，それぞれの行宮が信仰を集め，宮祠とし祀られており，その在所等を次に列記している。

「第一宮祠在昇竜城常信府上福縣邳陽庄上壩，以爲生居所。正是英靈之地也。

第二宮祠在昇竜城常信府浮雲縣野使庄。正灵地也。

第三宮祠在山西鎮三帶府安樂縣扶灵寧庄，正灵地也。

第四宮祠在山西鎮三帶府安樂縣張舎庄，正灵地也。

第五宮祠在山西鎮三帶府朱鳶縣萬載庄，正灵地也。

第六宮祠在山西鎮三帶府峯州縣文彬庄，正灵地也。

第七宮祠在山西鎮洮江府麻溪縣三庄登，正灵地也。

第八宮祠在山西鎮洮江府青波縣文台庄，正灵地也。

第九宮祠在山西鎮端雄府山陽縣遼川庄，正灵地也。

第十宮祠在山西鎮端雄府東蘭縣玉立庄，正灵地也。

第十一宮祠在山西鎮端雄府東蘭縣鄭舎庄，正

靈地也。

第十二宮祠在海陽路下洪府四岐縣示德庄，正是□化廟祠，正英靈之地也。」

[書下し] 第一宮祠は昇竜城常信府上福縣邳陽庄上堰にあり，以って生居所となす。正にこれ英靈の地なり。第二宮祠は昇竜城常信府浮雲縣野使庄にあり，正に靈地なり。第三宮祠は山西鎮三帶府安樂縣扶靈寧庄にあり，正に靈地なり。第四宮祠は山西鎮三帶府安樂縣張舍庄にあり，正に靈地なり。第五宮祠は山西鎮三帶府朱鳶縣萬載庄にあり，正に靈地なり。第六宮祠は山西鎮三帶府峯州縣文彬庄にあり，正に靈地なり。第七宮祠は山西鎮洮江府麻湲縣三庄登にあり，正に靈地なり。第八宮祠は山西鎮洮江府青波縣文台庄にあり，正に靈地なり。第九宮祠は山西鎮端雄府山陽縣遼川庄にあり，正に靈地なり。第十宮祠は山西鎮端雄府東蘭縣玉立庄にあり，正に靈地なり。第十一宮祠は山西鎮端雄府東蘭縣鄭舍庄にあり，正に靈地なり。第十二宮祠は海陽路下洪府四岐縣示德庄にあり，正にこの□廟祠に化す，正に英靈の地なり。

[解説] 12箇所の宮祠の中で、『大南一統志』の祠廟誌に名を記すものは一つとしてない。

前段の神跡では陶公勝が將軍阮匐とともに戦い勝利したのは十二使君の一人であったものが，後段の文脈では十二使君すべてに拡大されて記されており，そのためか行宮の第一宮祠を含めて十二宮祠が記されているが，十二使君のそれぞれの根拠地に対応しているようには思えない。

「準許常信府上福縣邳陽庄上堰，以爲湯沐正所。其奉祀凡其十二宮民庄生化日，並就至本庄生貫所行礼，始回各別宮祠行礼祭之。

洪福元年孟春月吉日

翰林院東閣大學士 臣 阮炳 奉撰  
皇朝永祐五年孟秋月穀日

管監百神知殿，雄領少卿 臣 阮賢 遵  
前朝正本奉抄

郷老 喬廷克 記

郷老 譚文煥 記」

[書下し] 常信府上福縣邳陽庄上堰，以って湯沐正所となすを許す。凡そその十二宮の民庄に

あつて生化日に奉祀す。ならびにまた本庄が生貫の所として礼を行ふにいたりて，各別の宮祠がめぐりて礼を行いてこれを祭るを始める。

洪福元年(1572)孟春月吉日 翰林院東閣大學士

臣 阮炳 (Nguyen Binh) 撰を奉ず

皇朝永祐五年(1739)孟秋月穀日 管監百神知殿，雄領少卿 臣 阮賢 (Nguyen Hien) 前朝正本に遵よりて抄を奉ず

郷老 喬廷克 (Kieu Dinh Sung) 記す

郷老 譚文煥 (Dam van Hoang) 記す

### おわりに

もとより神跡は亭に祀られた神の事跡を記したもので史書ではない。それゆえ，神跡に記された内容を史書や地誌にあたり論考することは史料考証がしにくく解釈の恣意性が高いことから厳密な意味での史学の範疇ではないかもしれない。また，神敕として礼部官僚が記したものであり，一面的な官による伝承の列記と評価に過ぎず，必ずしも事実ではない。その点神跡は事実でないフィクションやロマンを含みながらも在地の人々の中で生きる歴史解釈を記したものである。神跡は神敕を含むものの村民の歴史への対処や解釈を伝統として継承する一つのツールとして尊重される所以でもある。

このような視点で見ると，本稿が対象とした河東省常信府上福縣平陵總向陽社黎舍村・皮舍村・向舍村神跡は，棟柄大王の信仰の分布から見ると，文字通り向陽社と三舍社である黎舍村・皮舍村・向舍村もしくはその周辺における信仰であり解釈であるものと思われる。山西を中心とする十二宮祠での信仰が加わるとしても決して全国的な信仰とはいえない。

ただ，この神跡の中での陶氏父子の移動距離は交通の発達がさほどではなかったと推察される時代にあつては尋常ではないようにも思われる。奉天府席飭縣萬寶庄への子授け祈願の大悲寺への旅は別としても，清化省安東県から移り住んだり，丁朝の都である華欄に赴き丁先皇に拝謁し，軍を率いて再び常信府上福縣に戻り，更に勝報を携えて帰朝しようと海陽路下洪府四

岐縣示福庄の地界に行き、そこで急死する。この移動を可能としていたのは紅河デルタとタインホアとの水運ルート・陸路が前提となっている。桜井由躬雄氏は、紅河デルタからタインホアに向かう「丘の道」(route de collines)のルートを歴史地理の視点から分析した上で、同慶御覽地輿誌南定省大安縣・名勝にある丁先皇廟の記事を基に丁先皇が水軍をもってデルタを攻略したこと、水神伝説と密接な関係があることを指摘している<sup>(46)</sup>。また、向陽社・三舍社が章陽(Chuong Duong)<sup>(47)</sup>の南東に位置し章陽社には章陽渡があったことを考えると、紅河運行がこの神跡の前提となっていることが知れる。

この陶公勝が遷化したとされる「棟柄大王」を人神と考えるのか天神として考えるのか、靈応すら記述されていないので定かでない。大悲寺前の額に「棟柄」の二字が刻された石像に願をかけて誕生した子が石像同様に額に「棟柄」の二字が写されていたというのが、陶公勝の出生譚であった。これを以って陶公勝を大悲寺に関する神もしくは守護神と考えれば陶公勝の戦功は天神としての与力があったのことで解しえる。それゆえ、急死したことも天神へと遷化するためとも解される。しかし、陶公勝が父の死後に零落し、赤貧の中に名を成す好機を見つけたと考え、戦功のゆえに勅旨をもって上等福神とされたと考えるなら開国功臣に等しく人神と位置づけて齟齬はない。Nguyen Duy Hinh氏は天神(Thien Than)の項に記している<sup>(48)</sup>が、棟柄大王の性格は定めがたいというべきであろう。

また、棟柄大王が上等神・福神に位置づけられていること自体にいささか違和感を覚える。ファン・ケ・ビン(Phan Ke Binh)氏は、神隍(Than Hoang)について記した中で、「それぞれの村は一位の神隍を奉祀している。二・三位を祀っている村もあれば、五・七位を祀っている村もある。すなわちいわゆる福神といわれ、上等神(Thuong dang than)、中等神(Trung dang than)、下等神(Ha dang than)の三項に分けられる。」とし、「上等神は、名山大河の神や董天王(Dong Thien Vuong)、朔天王(Sac Thien

Vuong)、楮童子(Su Dong Tu)、等々のようなランクの天神をいう」とのべている<sup>(49)</sup>。董天王や朔天王や、楮童子等々のランクというのは、ヴェトナム民衆の神話や伝承の中で子どもでも知る神々である。棟柄大王がそれほど著名で広く人口に膾炙しているとは思えない。にもかかわらず勅旨を以って上等神とし福神としたということが史実であるとするなら、丁先皇の功臣の一人であった陶公勝を棟柄大王として16世紀に神敕をもって顕彰したことは、莫氏政権の祭祀政策を利用した政治的な意図を推測せざるを得ない。また、史実かどうか定かでないとするなら、莫氏政権礼部において神祇を秩に登せる段階で精査された上でのことと思われる。

さらに、この神跡の内容は、清化省出身の薬医に通じた男が河東省に移り住み、在地の娘と結婚したが子どもができない。そこで仏寺に願って子を授かる。その子が長じて軍事に活躍するというモチーフを持つ。清化省は莫氏が篡奪した黎氏の故地である。これに加えて、高山神祠の神話のモチーフが前提となっているようにも思われる。すなわち、陶公普が異郷の地にあって薬医の芸により疹痘を治し信頼を得るパターンは高山神祠の事跡<sup>(50)</sup>に見られる。また、子どもができない場合に仏寺に詣でることで妊娠する<sup>(51)</sup>パターンも見られる。僧侶が投胎托化の術を施したことによる仏の加護を意味するのであろうか。

何よりも、この常信府上福県向陽社・三舍社の神跡の特徴は、何らかの神異や靈応があって祀られたのではなく、陶公勝が急死したことを知って、すぐに陶公勝の戦功を表して奏上したことにより、上等神福神となりえ、それにより廟祠を建てるとともに香火のためとして公錢一百貫を得、香田などの経済基盤を認められた点にあるように思う。常信府上福県邳陽庄上堰と王舍庄・皮舍堰の住民が香火奉祀の正所とされたことから、この両所の住民が陶公勝を本境城隍棟柄大王都護雄断尊神とし、地域の信仰の紐帯としつつ莫氏政権の朝廷から香火のための費用や香火田を勝ち取り、したたかに朝廷や国家の

支配に対処する、その際のよりどころとなっていることを指摘することができるように思う。

末筆ながら、5万分の1の地図をご提供いただいた東京大学名誉教授桜井由躬雄先生に感謝申し上げます。

<注>

\*星槎大学共生科学部；

〒075-0163 北海道芦別市緑泉町5-14  
s\_takatsu@seisa.ac.jp

- (1) 高津茂 (1980) 「阮朝初期国家祭祀の一考察」『東洋大学アジア・アフリカ文化研究所研究年報』15, pp.29-55
- (2) 高津茂 (1982) 「阮朝初期ヴェトナムにおける水神祭祀について——ヴェトナム北部を中心として——」『東洋大学アジア・アフリカ文化研究所研究年報』17, pp.27-40
- (3) 高津茂 (2007-1) 「ヴェトナム河東省懷徳府慈廉縣驛望中望の神跡について——ヴェトナム民間信仰の一考察——」『星槎大学紀要共生科学研究』No.3, pp.29-40  
なお、リン・ラン (靈郎 Linh Lang) 神を蛇神 (Than Ran) の典型とみなすのは、ゲン・ズィ・ヒン氏の考察である。(Nguyen Duy Hinh; TIN NGUONG THANH HOANG VIET NAM, Trung Tam Khoa Hoc Xa Hoi va Nhan Van Quoc Gia, Vien Nghien Cuu Tong Giao, Nha Xuat Ban Khoa Hoc Xa Hoi, Ha Noi 1996, pp.199-205)
- (4) 高津茂 (2007-2) 「リン・ラン (Linh Lang 靈郎) に関する神跡の分布について」『(東洋大学) アジア文化研究所研究年報』42, pp.61-77
- (5) 片倉穰『ベトナムの歴史と東アジア——前近代篇——』杉山書店、東京、昭和52年刊、8頁
- (6) 片倉穰；上掲書、9頁
- (7) 城隍 (Thanh Hoang) の性格や内容等については、Nguyen Duy Hinh (1996); pp.23-100
- (8) 亭 (Dinh) の性格については、次によった。Toan Anh ; Nep Cu LANG XOM VIET-N

AM, 1968, Saigon, pp.279-283

- (9) Trung Tam Khoa Hoc Xa Hoi va Nhan Van Quoc Gia, Vien Thong Tin Khoa Hoc Xa Hoi; THU MUC THAN TICH THAN SAC, Ha Noi, 1996, p. II
- (10) Nguyen Duy Hinh (1966): p.254
- (11) 「上福縣」については、『大南一統志』「河内省に、「東西距二十里，南北距二十三里。東至珥河對岸興安東安縣界十里，西至應和府山明青威二縣界十里，南至富川縣界十九里，北至青池縣界四里。古上福州。明改保福縣，屬福安州，隸交州府。黎光順置縣名，改隸府轄。本朝因之，屬府兼理，領總十二，社村八十二。」とある。また、『北城地輿誌』（東洋文庫蔵写本）「北圻各省道府縣總社村坊邑寨所」河東省の「常信府兼理上福縣 十二總」の項には、「平陵總九社 平陵，芳衢，三舍，紫陽，向陽，武陵，慈雲，橋洞，都官」とある。しかし，Vien Nghien Cuu Han Nom: 'TEN LANG XA VIET NAM DAU THE KY XIX (Cac Tong Tran Xa Danh Bi Lam), Nha Xuat Ban Khoa Hoc Xa Hoi, Ha Noi, 1981, (漢喃研究院，『19世紀初頭のヴェトナム郷社名 (各總鎮社名備覽)』，社会科学出版社，河内，1981) p.48 II. Huyen Thuong Phuc (上福縣) によると，12 tong, 81xa,thon (12總81社，村) となっており「大南一統志」上福縣の社数と違いがある。また，Tong Binh Lang (平陵總) には9xa (社) あり，その中にTam Xa (三舍) という社名はあるが，Huong Duong (向陽) という社名は見当たらない。社名の変更があったものと推察される。
- (12) THU MUC THAN TICH THAN SAC, Ha Noi, 1996, p.273
- (13) THU MUC THAN TICH THAN SAC, Ha Noi, 1996, p.273
- (14) THU MUC THAN TICH THAN SAC, Ha Noi, 1996, p.273
- (15) THU MUC THAN TICH THAN SAC, Ha Noi, 1996には，Huong Duong (lang) はあるが，本校が考察の対象とする「向陽社 (Huong

Duong (xa)」に該当する村落名がない。そこで、Phong Bao Quan, Vien Nghien Cuu Han Nom, Trung Tam Khoa Hoc Xa Hoi va Nhan Van Quoc Gia: ' BANG TRA THAN TICH THEO DIA DANH LANG XA, Nha Xuat Ban Khoa Hoc Xa Hoi, Ha Noi, 1996 (国家社会・人文科学センター, 漢喃研究院, 保管室刊, 『郷社地名による神跡調査一覧』社会科学出版 1996) により, Huong Duong (xa) (向陽社) を調べると1113と1114の整理番号を持つ2つが該当する。すなわち, 1113は, Huong Duong (xa), thon Le Xa, Bi Xa, Huong Xa/, tong Binh Lang, huyen Thuong Phuc, tinh Ha Dong. - Dinh trieu cong than nhat vi dai vuong ngoc pha/. Nguyen Binh soan nam Hong Phuc 1 (1572); Nguyen Hien sao nam Vinh Huu 5 (1739). 8 to, 18 x 30, chu Han. AE.a2/88 - Ban canh thanh hoang Dong Binh dai vuong do ho hung doan ton than, (河東省上福縣平陵總向陽社黎舍・皮舍・向舍村 - 丁朝功臣一位大王玉譜, 洪福元年 (1572) 阮炳の撰, 永祐五年 (1739) 阮賢の抄, 8葉 18 x 30, 漢文 AE. A2/88 - 本境城隍棟柄大王都護雄断尊神) とある。また, 1114には, Huong Duong (xa), thon Huong Xa/, tong Binh Lang, huyen Thuong Phuc, tinh Ha Dong. - Viet Thuong thi Dinh trieu cong than phu quoc dai huu huan lao kha gia than tuoc linh ung kha phong nhat vi dai vuong ngoc pha co luc/. Nguyen Binh soan nam Hong Phuc 1 (1572); Nguyen Hien sao nam Vinh Huu 5 (1739). 8 to, 18 x 30, chu Han. AE.a2/88 - Ban canh thanh hoang Dong Binh dai vuong do ho hung doan ton than, (河東省上福縣平陵總向陽社向舍村 - 粵裳氏 丁朝功臣 輔國大有勲勞 可加神爵靈應 可封一位大王玉譜古録, 洪福元年 (1572) 阮炳の撰, 永祐五年 (1739) 阮賢の抄, 8葉 18 x 30, 漢文 AE. A2/88 - 本境城隍棟柄大王都護雄断尊神) とある。ともに同じ内容の神跡と推測され, 本稿が対象とする Nguyen

Duy Hinh (1996) の神跡整理番号 AE.a2/88 とも一致しているが, 8葉と神跡の漢文の分量が半分以下であり, この点では向陽村や向陽ラン等の神跡が Nguyen Duy Hinh (1996) 版と思われる。

なお, AE.a2/88という整理番号は, 「河東省常信府上福縣平陵總各社神蹟 (Ha Dong Tinh Thuonh Tin Phu Thuong Phuc Huyen Binh Lang Tong Cac Xa Thon Than Tich)」を指しており, 「平陵總六村諸神的名號及其事跡」86頁分を意味していることが, ヴェトナムの漢喃研究院所蔵の漢文文献書目である『越南漢喃文献目録提要』の神蹟の項にあることより知れる。

- (16) THU MUC THAN TICH THAN SAC, Ha Noi, 1996, p.274
- (17) THU MUC THAN TICH THAN SAC, Ha Noi, 1996, p.274
- (18) THU MUC THAN TICH THAN SAC, Ha Noi, 1996, p.274
- (19) THU MUC THAN TICH THAN SAC, Ha Noi, 1996, p.275
- (20) THU MUC THAN TICH THAN SAC, Ha Noi, 1996, p.289
- (21) THU MUC THAN TICH THAN SAC, Ha Noi, 1996, p.289
- (22) THU MUC THAN TICH THAN SAC, Ha Noi, 1996, p. 289
- (23) THU MUC THAN TICH THAN SAC, Ha Noi, 1996, p.289
- (24) 粵と越はともにヴェトナム語で Viet なので, 粵裳は越裳に等しいとすると, 『大南一統志』卷之十四「乂安省」建地沿革の項に「古越裳氏地」とあることから, 粵裳氏は古くは乂安省 (愛州) を故地としていた人と知れる。
- (25) Nguyen Duy Hinh (1996) 所収の「河東省常信府上福縣上供總上供社神跡」においても, 「清化省東山縣光照總光照社石室村神跡」においても「粵裳氏, 李朝功臣輔國, ……」とある。なぜ, 平陵總向陽社向舍村三舍社皮舍村神跡」が丁朝功臣としているのかは明らか

- でない。
- (26) 『欽定越史通鑑綱目』卷之一 黎大行興統四年の割註に「輔國：官名」とある。
- (27) Nguyen Duy Hinh (1996) 所収の「清化省東山縣光照總光照社石室村神跡」においては、「國朝禮部正本，功臣，第五部凡人神坎支」とある。
- (28) 雄王については、数多くの書物があるが、史書としては、『大越史記全書』（外紀全書）卷之一 雄王、『欽定越史通鑑綱目』卷之一 雄王 にまとまった記述がある。
- (29) 雄王が建国して「文郎」と号したことから、国号は「文郎」である。『欽定越史通鑑綱目』卷之一 雄王 の項に「貉龍君娶嫗姫，生百男。是爲百粵之祖。」とある。なお、雄王は18世続いたという。
- (30) 『大越史記全書』卷之三「屬東漢紀」があり、およそ144年間の1世紀から3世紀のヴェトナムの様子が記されている。
- (31) 『大越史記全書』卷之四「屬吳晉宋齊梁紀」があり、およそ314年間の3世紀から6世紀のヴェトナムの様子が記されている。なお、この時期のヴェトナムについては、杉本直治郎「五代宋初における安南の土豪吳氏に就いて」『東南アジア史研究 1』1968，東京（巖南堂）に詳しい。
- (32) 『大越史記全書』卷之五「南北分争紀」があり、およそ32年間の10世紀のヴェトナムの様子が記されている。
- (33) 唐末の混乱に乗じてヴェトナムの土豪であった曲承裕 (Khuc Thua Du) が静海節度使に任じられてから李朝成立に至る過程は、山本達郎「安南が獨立國を形成したる過程の研究」『東洋文化研究所紀要』1，1943 に詳しい。
- (34) 花も華もヴェトナム語では hoa なので「花蘆」は「華蘆」に等しい。この「華蘆 (Hoa Lu)」の位置と地理については、桜井由躬雄「10世紀紅河デルタ開拓試論」『東南アジア研究』17卷4号，1980年3月，pp.621-625に詳しい。
- (35) 『大南一統志』「清化省」の「建置沿革」の項の「東山縣」に「漢曰無編縣，莽曰九眞亭，隋唐爲九眞縣。陳始置今縣名。屬明隸清化府。黎光順改隸今府統轄」とあることから、この神跡が記された時期は、陳朝期1225-1399もしくは黎朝の光順年間1460-1469以降と知れる。
- (36) 三・四日で到着したことを考えると舟運を使ったものと思われる。なお、TEN LANG XA VIET NAM DAU THE KY XIX (Cac Tong Tran Xa Danh Bi Lam) (1981) .p.163に“BI DUONG邳陽 t. Binh Lang, h. Thuong Phuc, p. Thuong Tin.tr.SNT” (山南上鎮常信府上福縣平陵總) とあり、平陵總の一庄と知れる。
- (37) Nguyen Duy Hinh (1996), p.249に、抄訳を載せており、「天時」を benh thien thoi (コレラ)、「疹氣」を chan khi (dau mua, 天然痘) としていることに拠った。
- (38) 王舍庄とあるのは、黎舍庄と称していたものを黎朝において皇帝と同じ名前を忌避して王舍庄と名乗ったものと思われる。すなわち、この神跡は黎朝期に記述もしくは撰せられたことがここからも知れる。
- (39) 『大南一統志』「河内省 寺觀誌」大悲寺の項に、「在青威縣貝溪・清溪二社，祀善傳真人。撫怪傳，真人姓阮字平安，貝溪人，自少出家，住持于本社寺，及長卓錫山西廣陵寺。及返回，建大悲寺。没後，伊二社塑像奉祀。歷朝具有勅封。」とあり、石像ではないが塑像はあったようだが、額に二文字が刻まれていたかについては記述はない。
- (40) 約したのは、「投胎托化之術」か。高津茂 (2007-1), p.33
- (41) 桜井由躬雄 (1980), p.606
- (42) 桜井由躬雄 (1980), p.615
- (43) 暴風の中で化して没するとか昇天する一例を挙げれば、『嶺南撫怪傳』「一夜澤」に、「駐營於自然洲，猶隔大江。日暮未及進至。至夜半，大風忽起，揚波拔木。官軍大亂，僊容部黨城郭，一時拔去昇天。其地陷成大澤。明日民間望之不見，以爲靈異。」とある。
- (44) 『大南會典撮要』「禮部」「封諡」に、「凡奉

有恩詔登秩神祇，據該地方，會修百神事蹟冊，由部轉奏候旨，交廷臣詳議。仍奉查明。分列上中下三等，及應加一二三美字，…」とあり，等級により祀礼の内容が決まっている。

(45) 陶公勝への謚としての神号に「城隍 (Thanh Hoang)」という神名が与えられたが， Nguyen Duy Hinh (1996). p.9で Nguyen Van Huyen ; A propos d'une carte de repartition des genies tutelaires dans la province de Bac Ninh (Bac Ky), (グウエン・ヴァン・フウエン「(北圻) バクニン省における各城隍の分布地図について」), 1941, Ha Noi を引用して，紀元前 2 世紀以前の雄王時代に105神位の城隍の版図があり，紀元前 2 世紀の北属期から紀元10世紀までに116神位の城隍の版図があり，10世紀から13世紀(丁朝・李朝)までに127神位の城隍の版図が見られ，13世紀から18世紀(陳朝40・属明期 4・黎朝30莫氏 3)までに77神位の城隍の版図が見られると記している。また，城隍とは何を意味するのかについては， Nguyen Duy Hinh (1996). pp.23-100

(46) 桜井由躬雄 (1980). P625

(47) 桜井由躬雄 (1980). pp.615-617 また，章陽の北東の自然洲 (Tu Nhien Chau) は『嶺南摭怪傳』「一夜澤」で靈異の現れた『幔櫛洲』のことで，神話伝説上の一舞台といえる地域でもある。

(48) Nguyen Duy Hinh (1996). pp.248-254

(49) Phan Ke Binh ; Viet Nam phong tục. 1990, Nha xuất bản tổng hợp Đông Tháp, tr. 77

(50) 『大南一統志』「海陽省 祠廟誌」高山神祠の項に，「武方堤公餘捷記，世傳，神善医，常現神作醫師療病，尤善治疹痘。有山西人，其子患痘疹。道遇一老人，自言觸治，乃迎歸家，藥之果効。問姓名住止，神言，我名高山，家在至灵縣琅瓏社頭湖處。」とある。同「山西省祠廟誌」同祠には，神名を高顯としている。同「清化省 祠廟誌」同神祠には，「北國廣東人。…」とあり明らかに人神である。なお，高山神への信仰は広く，『大南一統志』宣光，太原，諒山，河内，寧平各省の祠廟誌にも祠名

が見える。『大南一統志』河内省の高山祠によれば，神乃貉龍神君五十子歸山之一，傘圓祠第二位左山是也。祠原在清化。…」とある。高山神祠にもその祭祀内容に二重性があるものと思われる

(51) 高津茂 (2007-1), pp.32-33